

## V 現場技術業務

# 1 現場技術業務（監督支援型）特別仕様書記載例

現場技術業務（監督支援型）特別仕様書記載例									
項目	内容								
(適用範囲) 第1条	<p>〇〇事業〇〇業務（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、「現場技術業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p> <p>なお、本業務は「現場技術業務の実施要領等について」（平成14年2月6日付け13農振第2788号農林水産省農村振興局長通知）別紙 現場技術業務実施要領第3の1 監督支援型による業務である。</p>								
(目的) 第2条	<p>本業務は、〇〇事業における工事の設計、監督、関係機関との協議等及び事業実施に関する補助的作業を行うものであり、適正かつ効率的な事業執行と公共工事の品質確保に資することを目的とするものである。</p>								
(履行確実性評価の達成状況の確認) 第3条	<p>本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。</p> <p>なお、業務完了検査時までに提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。</p> <p>① 審査項目 a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合  ② 審査項目 d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合  ③ その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合  ④ 業務成果品のミス、不備 等</p>								
(管理技術者) 第4条	<p>管理技術者は、〇〇〇〇又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。なお、これと同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒13年（短大卒18年、高卒23年）以上相当の能力と経験を有する者をいう。</p>								
(現場技術員) 第5条	<p>現場技術員の技術者区分及び資格は、次のいずれかの者とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>技術者区分</th> <th>資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現場技術員（A）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木、農業－農業農村工学又は当該業務に該当する技術部門の選択科目））</li> <li>技術士（農業部門（農業土木又は農業農村工学）又は当該業務に該当する技術部門（選択科目））</li> <li>1級土木施工管理技士の資格を有する者。</li> <li>大学卒業後8年、短大・高専卒業後13年、高校卒業後18年以上の実務経験を有する者。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>現場技術員（B）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木、農業－農業農村工学又は当該業務に該当する技術部門の選択科目））</li> <li>技術士（農業部門（農業土木又は農業農村工学）又は当該業務に該当する技術部門（選択科目））</li> <li>1級土木施工管理技士の資格を有する者。</li> <li>畑地かんがい技士（畑地かんがいの工事に関する業務に限る）</li> <li>2級土木施工管理技士の資格取得後3年以上の実務経験を有する者。</li> <li>大学卒業後5年、短大・高専卒業後8年、高校卒業後11年以上の実務経験を有する者。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>現場技術員（C）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木、農業－農業農村工学又は当該業務に該当する技術部門の選択科目））</li> <li>技術士（農業部門（農業土木又は農業農村工学）又は当該業務に該当する技術部門（選択科目））</li> <li>1級または2級土木施工管理技士の資格を有する者。</li> <li>畑地かんがい技士（畑地かんがいの工事に関する業務に限る）</li> <li>技術士補（農業部門）</li> <li>大学卒業後2年、短大・高専卒業後4年、高校卒業後6年以上の実務経験を有する者。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	技術者区分	資格	現場技術員（A）	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木、農業－農業農村工学又は当該業務に該当する技術部門の選択科目））</li> <li>技術士（農業部門（農業土木又は農業農村工学）又は当該業務に該当する技術部門（選択科目））</li> <li>1級土木施工管理技士の資格を有する者。</li> <li>大学卒業後8年、短大・高専卒業後13年、高校卒業後18年以上の実務経験を有する者。</li> </ul>	現場技術員（B）	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木、農業－農業農村工学又は当該業務に該当する技術部門の選択科目））</li> <li>技術士（農業部門（農業土木又は農業農村工学）又は当該業務に該当する技術部門（選択科目））</li> <li>1級土木施工管理技士の資格を有する者。</li> <li>畑地かんがい技士（畑地かんがいの工事に関する業務に限る）</li> <li>2級土木施工管理技士の資格取得後3年以上の実務経験を有する者。</li> <li>大学卒業後5年、短大・高専卒業後8年、高校卒業後11年以上の実務経験を有する者。</li> </ul>	現場技術員（C）	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木、農業－農業農村工学又は当該業務に該当する技術部門の選択科目））</li> <li>技術士（農業部門（農業土木又は農業農村工学）又は当該業務に該当する技術部門（選択科目））</li> <li>1級または2級土木施工管理技士の資格を有する者。</li> <li>畑地かんがい技士（畑地かんがいの工事に関する業務に限る）</li> <li>技術士補（農業部門）</li> <li>大学卒業後2年、短大・高専卒業後4年、高校卒業後6年以上の実務経験を有する者。</li> </ul>
技術者区分	資格								
現場技術員（A）	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木、農業－農業農村工学又は当該業務に該当する技術部門の選択科目））</li> <li>技術士（農業部門（農業土木又は農業農村工学）又は当該業務に該当する技術部門（選択科目））</li> <li>1級土木施工管理技士の資格を有する者。</li> <li>大学卒業後8年、短大・高専卒業後13年、高校卒業後18年以上の実務経験を有する者。</li> </ul>								
現場技術員（B）	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木、農業－農業農村工学又は当該業務に該当する技術部門の選択科目））</li> <li>技術士（農業部門（農業土木又は農業農村工学）又は当該業務に該当する技術部門（選択科目））</li> <li>1級土木施工管理技士の資格を有する者。</li> <li>畑地かんがい技士（畑地かんがいの工事に関する業務に限る）</li> <li>2級土木施工管理技士の資格取得後3年以上の実務経験を有する者。</li> <li>大学卒業後5年、短大・高専卒業後8年、高校卒業後11年以上の実務経験を有する者。</li> </ul>								
現場技術員（C）	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木、農業－農業農村工学又は当該業務に該当する技術部門の選択科目））</li> <li>技術士（農業部門（農業土木又は農業農村工学）又は当該業務に該当する技術部門（選択科目））</li> <li>1級または2級土木施工管理技士の資格を有する者。</li> <li>畑地かんがい技士（畑地かんがいの工事に関する業務に限る）</li> <li>技術士補（農業部門）</li> <li>大学卒業後2年、短大・高専卒業後4年、高校卒業後6年以上の実務経験を有する者。</li> </ul>								

作成要領及び留意事項			
内容		契約書	共通仕様書
技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う対象業務である場合			第1-1条
<ul style="list-style-type: none"> <li>業務内容より、〇〇には、1級土木施工管理技士、農業土木技術管理士、技術士（業務に該当する部門）、博士（業務に該当する部門）、畑地かんがい技士、農業水利施設補修工事品質管理士〔コンクリート構造物分野〕などを記述する。</li> <li>資格欄には、現場技術員の業務内容に応じて必要と思われる資格等を具体的に記述する。</li> </ul>		第9条	第2-1条

現場技術業務（監督支援型）特別仕様書記載例																	
項目	内 容																
(配置技術者の確認) 第6条	<p>共通仕様書第1-6条における業務組織表の作成及び共通仕様書第1-7条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、業務実施計画書の業務組織表に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務実施計画書において、業務組織表を変更する際も同様とする。</p> <p>(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務実施計画書の業務組織表において位置付けられた技術者を登録対象とする。</p>																
(保険加入) 第7条	<p>受注者は、共通仕様書第1-28条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。</p>																
(適用する図書) 第8条	<p>本業務の実施に当たっては、次に掲げる図書等を熟知し、遂行しなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>制定（改定）年月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木工事等の契約図書</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>〇〇〇〇〇</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	制定（改定）年月	土木工事等の契約図書	—	〇〇〇〇〇											
名称	制定（改定）年月																
土木工事等の契約図書	—																
〇〇〇〇〇																	
(工事の概要) 第9条	<p>業務を行う工事の概要は、次表のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 事 名</th> <th>工事場所</th> <th>工期</th> <th>工種・概略数量等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇幹線〇〇支線水路〇〇号工区工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇〇排水機場建設工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇〇団地畑かん施設工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工 事 名	工事場所	工期	工種・概略数量等	〇〇幹線〇〇支線水路〇〇号工区工事				〇〇排水機場建設工事				〇〇団地畑かん施設工事			
工 事 名	工事場所	工期	工種・概略数量等														
〇〇幹線〇〇支線水路〇〇号工区工事																	
〇〇排水機場建設工事																	
〇〇団地畑かん施設工事																	
(業務場所) 第10条	<p>(記載例1) 業務場所は、当該事業実施地域内を予定している。なお、詳細については、監督職員と協議の上決定するものとする。</p> <p>(記載例2) 業務場所は、〇〇事業所内及び当該事業実施地域内を予定しており、業務期間中は庁舎を無償で使用させるものとする。 設計及び関係機関等の調整に関する資料作成等については、受発注者間で協議の上、テレワークにより業務を実施することができる。なお、詳細については、監督職員と協議の上決定するものとする。</p>																
(履行期間) 第11条	<p>業務期間は次のとおりとする。 〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日</p>																

作成要領及び留意事項																	
内 容	契約書	共通仕様書															
<p>業務内容に応じて適宜設定する。</p> <p>工事の概要には、下記を具体的に記述する。 設計に関する業務の場合 ・業務の対象となる地区名、設計業務名称を記述する。 ・対象となる工事の種類、概略数量等を記述する。 監督に関する業務の場合 ・業務の対象となる工事の名称、施工場所、工期、工種及び概略数量等を記述する。 関係機関との協議に関する業務の場合 ・業務の対象となる地区名、協議名称等を記述する。 事業実施に関する業務 ・業務内容に応じて、業務の対象となる工事の名称、施工場所、工期、工種及び概略数量等を記述する。 ・業務内容に応じて、地区名、受益面積等を記述する。</p> <p>勤務場所を国営事業所に指定しない場合。</p> <p>勤務場所を国営事業所に指定する場合。</p> <p>・準備期間（5日間）、積算上の延べ人数（例：技師C220人、技術員440人）については、現場説明事項特記事項に記入する。</p>		<p>第1-6条 第1-7条</p> <p>第1-28条</p>															
<p>(参考：履行設定例)</p> <table border="1"> <tr> <td>履行開始日</td> <td>作業開始日</td> <td>履行完了日</td> </tr> <tr> <td colspan="3">準備期間</td> </tr> <tr> <td colspan="3">業 務 期 間</td> </tr> <tr> <td colspan="3">履 行 期 間</td> </tr> <tr> <td colspan="3">（「準備期間」は実作業を伴わないことから、直接業務費の対象外となる。）</td> </tr> </table>			履行開始日	作業開始日	履行完了日	準備期間			業 務 期 間			履 行 期 間			（「準備期間」は実作業を伴わないことから、直接業務費の対象外となる。）		
履行開始日	作業開始日	履行完了日															
準備期間																	
業 務 期 間																	
履 行 期 間																	
（「準備期間」は実作業を伴わないことから、直接業務費の対象外となる。）																	

現場技術業務（監督支援型）特別仕様書記載例	
項 目	内 容
（業務内容） 第12条	<p>本業務に従事する現場技術員は現場技術員（C）とし、その業務内容は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 設計に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計及び工事の積算に必要な所定の図面、数量、その他の資料作成に関する業務</li> </ul> </li> <li>2) 監督に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の契約図書で実施方法、出来形、品質及び工程管理等高度な判断を要しない業務</li> <li>・工事の監督職員と施工業者及び地元関係者等との連絡業務</li> <li>・工事検査に必要な資料の作成に関する業務</li> </ul> </li> <li>3) 関係機関等との協議に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎的資料の作成に関する業務</li> </ul> </li> <li>4) 事業実施に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎的資料の作成に関する業務</li> </ul> </li> </ol>
（作業上の留意事項） 第13条	<ol style="list-style-type: none"> <li>（1）通勤用及び本業務用に自動車等を必要とする場合は、受注者において用意するものとする。</li> <li>（2）業務履行にパソコンを必要とする場合は、受注者において用意するものとする。          なお、原則として機能等については監督職員と協議の上決定するものとするが、最新のデータに更新（アップデート）したウイルス対策ソフトがインストールされ、ウイルスチェック済みのパソコンとする。          業務期間満了等で業務に使用したパソコンを撤去する場合には、ハードディスク等のデータは完全に消去し、その結果について監督職員の確認を受けるものとする。</li> <li>（3）その他の機器、ソフト等の導入については、監督職員と協議の上、その使用について決定するものとし、業務遂行上特に必要と認められる場合は、設計変更の対象とする。</li> <li>（4）受注者からの請求により発注者が必要と認めた場合には庁舎の使用ができるものとする。          この場合、机、椅子等は貸与する。          なお、貸与物件については、別途使用貸借申請書を監督職員に提出するものとする。</li> <li>（5）前項により庁舎を使用する場合には、庁舎管理上受注者は、予め本業務に従事させる現場技術員に会社名・氏名等について記載された名札を着用させるものとする。</li> </ol>
（打合せ） 第14条	<p>共通仕様書第1-5条による打合せについては、月1回以上行うものとし、管理技術者が出席するものとする。また、月2回目以降の打合せについては監督職員と協議の上、書面等により行うことができるものとする。</p> <p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。</p> <p>（記載例-1）          ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。</p> <p>（記載例-2）          ただし、別紙○に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。</p>
（成果物） 第15条	<p>成果物の提出は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）業務実施報告書 1式</li> <li>（2）共通仕様書第2-4条から第2-19条の規定により実施した業務において作成した資料 1式</li> <li>（3）その他必要な資料 1式</li> </ol>
（成果物の提出先） 第16条	<p>成果物の提出先は、次のとおりとする。</p> <p>○○県○○市（郡）○○町（村）○○番地          ○○農政局○○事業（務）所</p>

作成要領及び留意事項		
内 容	契約書	共通仕様書
<p>業務内容が現場技術員（C）以外の場合は、「現場技術業務実施要領」に基づき、その業務内容を記載するものとし、価格積算についても、業務内容に見合った職種を計上する。</p> <p>・これ以外に留意事項として指示する内容等があれば適宜追加する。</p> <p>【予定価格が1,000万円を超える場合】</p> <p>【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】</p>		<p>第1-5条</p> <p>第2-4条～ 第2-19条</p>

現場技術業務（監督支援型）特別仕様書記載例	
項目	内容
(契約変更) 第17-1条	<p>業務請負契約書第16条から第19条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第9条に示す「工事の概要」に変更が生じた場合。  (2) 第10条に示す「業務場所」に変更が生じた場合。  (3) 第11条に示す「履行期間」に変更が生じた場合。  (4) 第12条に示す「業務内容」に変更が生じた場合。  (5) 第14条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。  (6) 第15条に示す「成果物」に変更が生じた場合。  (7) その他</p>
(業務スライドの試行) 第17-2条	<p>(1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて（試行）」（令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知）（URL「<a href="https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-256.pdf">https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-256.pdf</a>」）に基づく試行業務である。</p> <p>(2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不相当となったと認めるときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。</p> <p>(3) 発注者又は受注者は、(2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費（業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残業務費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。</p> <p>(4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。  ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>(5) (2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2)中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。</p> <p>(6) 予想することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。</p> <p>(7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。  ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>(8) (4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。  ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</p> <p>(9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくものとする。</p>
(定めなき事項) 第18条	<p>この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>

作成要領及び留意事項		
内容	契約書	共通仕様書
<p>・調査・測量・設計業務等旅費交通費積算要領に基づき、旅費交通費における宿泊費が確定した場合も変更の対象とする。なお、これに当たり宿泊情報が分かる資料（宿泊施設の名称・住所、宿泊日、宿泊者名、夕食・朝食の有無、宿泊料金）を添付し、監督職員と協議すること。</p>	<p>第16条～第19条</p>	<p>第1-14条～第1-17条</p>
	<p>第55条</p>	
	<p>第55条</p>	

【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】

別紙○（第14条関連）

【割合】

予定価格算出の基礎となった同表A～Dまでに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。その割合が10分の8.1を超える場合にあつては10分の8.1とし、10分の6に満たない場合にあつては10分の6とするものとする。

業種区分	A	B	C	D
建設コンサルタント (土木関係のもの)	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10 分の9を乗じて得た 額	一般管理費等の額に 10分の5を乗じて得 た額